

申請業種に関する、必要な行政機関等の許可、免許、登録または認定等

申請区分	業種分類名	必要とする詳細区分等	必須とする登録・許可等の種類	根拠法令等
測量・設計	測量	※業種として必須	測量業者登録証明書	測量法(昭和24年法律第188号)第55条の5
	建築設計・監理	※業種として必須	建築士事務所登録証明書	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3
	建設コンサルタント	詳細選択された区分毎に応じた登録	建設コンサルタント登録書	建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第5条
	補償コンサルタント	詳細選択された区分毎に応じた登録	補償コンサルタント登録書	補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第717号)第5条
	調査(工事・都市系)	「地質調査」選択時	地質調査業者登録書	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第5条
	調査(環境系)	「水質・大気・土壌」選択時	計量証明事業者登録証	計量法(平成4年法律第51号)第107条
		「ダイオキシン」選択時	特定計量証明事業登録証	計量法(平成4年法律第51号)第121条の2
	調査(不動産)	「不動産鑑定」選択時	不動産鑑定業者登録証	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第24条
		「土地家屋調査」選択時	土地家屋調査士会員証	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第11条
物件の買入	工業薬品	「毒物劇物一般販売業登録:有」選択時	毒物・劇物一般販売業登録票	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条
不用品の売払い		「時計・宝飾類」選択時	古物商許可証	古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条
		「自動車」選択時		
		「機械・工具類」選択時		
		「産業廃棄物」選択時	産業廃棄物処分業許可証	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条
業務委託	建築物清掃	※業種として必須	建築物清掃業(環境衛生総合管理業)登録証明書	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2
	建築物警備	※業種として必須	警備業認定証	警備業法(昭和47年法律第117号)第4条
	クリーニング	※業種として必須	クリーニング業届出済証	クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第5条
	運送・輸送	「人の輸送」選択時	旅客自動車運送事業許可証	道路運送法(昭和26年法律第83号)第4条など
		「物の運送」選択時	貨物自動車運送事業許可証	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83条)第3条など
	事務関連	「人材派遣」選択時	一般労働者派遣事業許可証 / 特定労働者派遣事業届出書	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第5条、第16条など
	一般廃棄物	「収集運搬(名古屋市内のごみ)」選択時	名古屋市発行の、一般廃棄物収集運搬業許可証(範囲:ごみの収集運搬)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条
		「収集運搬(名古屋市内の浄化槽汚泥)」選択時	名古屋市発行の、一般廃棄物収集運搬業許可証(範囲:浄化槽汚泥)	
		「収集運搬(その他)」選択時	上記以外の、一般廃棄物収集運搬業許可証	
		「処分(名古屋市内)」選択時	名古屋市発行の、一般廃棄物処分業許可証	
		「処分(他市町村)」選択時	上記以外の、一般廃棄物処分業許可証	
	産業廃棄物	「収集運搬(汚泥)」選択時	産業廃棄物収集運搬業許可証(範囲:汚泥)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条
		「収集運搬(汚泥除く)」選択時	上記以外の、産業廃棄物収集運搬業許可証	
		「処分」選択時	産業廃棄物処分業許可証	
	特別管理産業廃棄物	「収集運搬(感染性)」選択時	特別管理廃棄物収集運搬業許可証(範囲:感染性)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の4
		「収集運搬(感染性除く)」選択時	上記以外の、特別管理廃棄物収集運搬業許可証	
		「処分(感染性)」選択時	特別管理廃棄物処分業許可証(範囲:感染性)	
		「処分(感染性除く)」選択時	上記以外の、特別管理廃棄物処分業許可証	
	衛生関連	「ねずみ駆除・防除」選択時	建築物ねずみこん虫等防除業登録証明書	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2
		「害虫駆除・防除」選択時		
	清掃	「浄化槽」選択時	浄化槽清掃業許可証	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条
		「浄化槽(点検保守)」選択時	浄化槽保守・点検業登録通知書	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条
		「貯水槽」選択時	建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2
		「産業廃棄物収集運搬(汚泥)許可:有」選択時	産業廃棄物収集運搬業許可証(範囲:汚泥)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条

申請業種に関する、その他の提出書類

申請区分	業種分類名	必要とする詳細区分等	提出する書類	備考
物件の買入	活版・平版印刷	自社で印刷できる方に <u>限る</u>	生産設備表（印刷物）	当該業種を申請した場合に、申請内容を入力後の申請書印刷画面で印刷できます。
	軽印刷			
	フォーム印刷			
	地図印刷	自社で製図・印刷できる方に <u>限る</u>	生産設備表（印刷物）	
	封筒印刷	自社で印刷又は加工できる方に <u>限る</u>	生産設備表（印刷物）	
	陽画焼付品	「陽画焼付」「オンデマンド」「電子複写」等、取扱内容を記入	生産設備表（印刷物）	
	特注家具	自社（専属工場含む）で製作できる方に <u>限る</u>	生産設備表（製作物）	
	ビニール製品 / ラベル・シール製品 / 制服・作業服・帽子 / 白衣 / ちゅう房機器（既製品のみの場合も提出）		生産設備表（製作物）	既製品のみ取扱いの場合は、印刷した生産設備表に「既製品のみ取扱い」と記載してください。
その他	「申請業種に関する、必要な行政機関等の許可、免許、登録または認定等」に記載のない許認可等についても、行おうとする業務に必要な許認可等証明書をお持ちの場合は、その写しを添付してください。			